

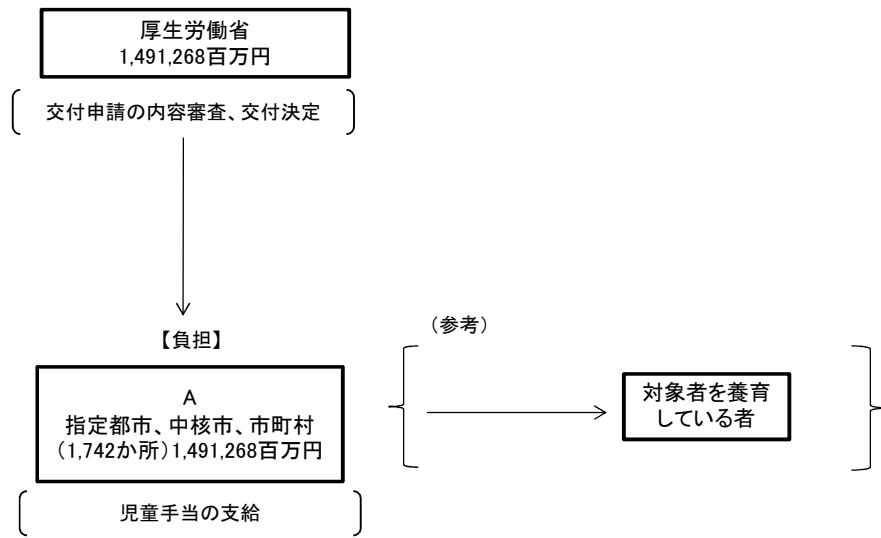
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	子どものための金銭の給付交付金に必要な経費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和46年度		担当課室	育成環境課		為石 摩利夫		
会計区分	年金特別会計子どものための金銭の給付勘定		政策・施策名	VI-3-1 子ども及び子育て家庭を支援すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・児童手当法第18条、第19条 ・児童手当法施行令第5条		関係する計画、通知等	児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて (厚生事務次官通知 昭47.1.20厚生省発児第2号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添のとおり。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算		▲ 293,660	32,829			
		繰越し等	14,568					
		計	1,613,777	1,827,275	1,491,344	1,431,099	1,417,776	
	執行額	1,613,751	1,827,272	1,491,268				
	執行率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものであり、成果目標の設定にはなじまない。			成果実績	-	-	-	-
				達成度	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	交付市町村数			活動実績 (当初見込み)	か所	1,745	1,743	1,742
単位当たりコスト	-			算出根拠	-			
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	(目)子どものための金銭の給付交付金		1,431,099	1,417,776	支給対象児童数の減			
	計		1,431,099	1,417,776				

事業所管部局による点検						
項目			評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	少子化が進展する中で、安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、子育て家庭からは経済面での支援を求める声も強いことから、優先度の高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	少子化が進展する中で、安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、子育て家庭からは経済面での支援を求める声も強いことから、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—	—		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、児童手当の国庫負担分を市町村に対して交付するものであり、費目・使途は事業目的に即し真に必要なものに限定されている。		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	手当が支給対象者に確実に支給されることにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが見込まれる。		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		—	
点検結果	本事業は市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものである。平成24年度においては、1,742市町村に対して交付を行ったところであるが、法令上、交付することが規定されていることから、引き続き実施する。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	—	平成23年	0896	平成24年	0778	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.横浜市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	子どものための金銭の給付交付金に必要な経費	42,422			
計		42,422	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	42,422		
2	大阪市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	29,404		
3	名古屋市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	27,315		
4	札幌市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	19,343		
5	神戸市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	17,821		
6	川崎市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	17,075		
7	福岡市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	16,862		
8	さいたま市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	15,927		
9	京都市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	15,806		
10	広島市	児童手当及び子ども手当(特別措置法分)の支給	14,876		

平成25年度における児童手当制度について

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する				
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額(年収ベース) ・960万円未満		
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) ○中学生 一律10000円 ○所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等		
		実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施		
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)		
費用負担	○児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(1.5/1000)を乗じて得た額。 ※事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業(放課後児童クラブ等)を実施。				
		被用者	非被用者	公務員	
	0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
		児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	
	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3		
財源内訳 (25年度予算案)	[給付総額] 2兆593億円 (内訳) 国負担分 : 1兆2,564億円(1兆2,995億円) (2兆2,631億円) 地方負担分 : 6,282億円(7,889億円) 事業主負担分 : 1,747億円 ※ ()内の数字は公務員を含む				
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)				

●児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)附則(検討)

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	過誤納拠出金の払戻し等に必要な経費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和46年度		担当課室	育成環境課		為石 摩利夫		
会計区分	年金特別会計子どものための金銭の給付勘定		政策・施策名	VI-3-1 子ども及び子育て家庭を支援すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童手当法第22条第1項 厚生年金保険法第89条 国税通則法第56条		関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童手当拠出金に過誤納金が生じた場合において、過誤納金が生じた厚生年金保険適用事業所の事業主等に対し、当該過誤納金の還付等を行うことを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	対象者：厚生年金保険適用事業所の事業主、各共済組合（国家公務員共済組合を除く） ○事業主体：国							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	44	26	28	21	24	
	執行額	21	22	27				
	執行率(%)	47.7%	84.6%	96.4%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、過誤納金を速やかに支出する事業であり、成果目標の設定にはなじまない		成果実績	—	—	—	—	—
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	執行率		活動実績 (当初見込み)	%	47.7%	84.6%	96.4%	—
					(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
単位当たりコスト	—		算出根拠	—				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	(目)賠償償還及払戻金	21	24	所用見込額の増				
計	21	24						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、過誤納金を速やかに支出する事業であり、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、過誤納金を速やかに支出する事業であり、国が実施する事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—	—		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、過誤納金を支出するための費用に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
点検結果	本事業は、児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対し、当該請求の内容について、審査を経て還付が必要とされたものに還付を行う事業であり、事業主より児童手当拠出金の納付を受ける以上は必要な事業であるため、今後も引き続き実施する。					
	外部有識者の所見					
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0867	平成23年	—	平成24年	1016

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
27百万円

〔 児童手当拠出金の過誤納金の還付 〕



A
厚生年金保険適用事業所
の事業主等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.厚生年金保険適用事業所の事業主等			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
賠償償還及払戻金	過誤納に係る児童手当拠出金の払戻し等	27			
計		27	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					